

中国会社法の中外合併企業への適用（5）

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	42
号	11
ページ	37-39
発行年	1995-10-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7187

中国会社法の中外合併企業への適用 (5)

村上 幸隆*

52条

- ① 社員数が多く経営の規模も大きい有限会社は、監査役会を設けることとし、監査役は、3名を下回ってはならない。監査役会は、監査役の中から1名を招集者として選任しなければならない。
- ② 監査役会は、社員代表及び従業員代表からなる。但し、従業員代表の具体的な割合は、定款においてこれを定める。従業員代表は、会社の従業員が民主的にこれを選任する。
- ③ 社員が少なく規模も小さい有限会社は、監査役1名ないし2名を設けることができる。
- ④ 董事、総経理及び財務責任者は、監査役を兼任してはならない。

合併企業における業務執行に対する監督機関は、董事・董事会のみであり、独立の監督機関がない。こうした体系はアメリカ法的であるとも考えられる。こうした体系の中に監査役制度を導入することにつき、若干の違和感がないわけではないが、体系全体と矛盾するものともまではいえない。合併企業で、業務執行の監督のために監査役・監査役会を設置しようとする場合にあって拒む理由はないように思われる。但し、監査役の設置が業務的であればそのまま合併企業に適用してよいかどうかは疑問がある。従って52条は、監査役の設

置が任意的であると解して合併企業にも適用されるところと考えてよいと思われる（同旨清河・本誌1994年6月号29頁、西村・産大法学1995年4月号67頁、反対王保樹・判例タイムズ857号42頁。西村説は、補充的に適用される可能性があるとする。）。

53条

監査役の任期は、1期につき3年とする。任期満了後、再任を妨げない。

合併企業が監査役を設置した場合には、適用される。

54条

- ① 監査役会又は監査役の権限は、次のとおりである。
 - (1) 会社財務を監査すること
 - (2) 董事又は総経理の業務執行につき、法令、定款に違反する行為の有無を監督すること
 - (3) 会社の利益を害する董事又は総経理の行為の是正を要求すること
 - (4) 臨時社員総会の招集を提案すること
 - (5) 定款に定めるその他の権限
- ② 監査役は董事会に出席する。

合併企業が監査役を設置した場合には、合併企業にも適用される。但し、1項4号については、「社員総会」を合併企業の最高意思決定機関である「董事会」と解して適用することになる。

55条

会社は、従業員の賃金、福利、労働における

* むらかみ ゆきたか

土佐堀法律事務所・弁護士
現代アジア法研究会会員

安全配慮及び労働者の保護、労働保険等の従業員の利益と密接な問題を決定する場合において、事前に会社の労働組合及び従業員の意見を聴取し、労働組合又は従業員の代表に関係会議の出席を要請しなければならない。

実施条例98条に同旨の規定があり、合弁企業には適用がない。

56条

会社は、生産経営に関する重大な問題を決定し、及び重要な規則・制度を作成する場合において、会社の労働組合及び従業員の意見と提案を聴取しなければならない。

実施条例98条に同旨の規定があり、合弁企業には適用がない。

57条

- ① 次の者は、董事、監査役及び総経理になることができない。
- (1) 禁治産者又は準禁治産者
 - (2) 汚職、賄賂、財産の不法占有及び流用に関する罪若しくは社会の経済秩序の破壊に関する罪を犯すことによつて刑罰を受け、刑期満了後5年を超えていない者、又は犯罪のため政治的権利を剥奪され、剥奪期間満了後5年を超えていない者
 - (3) 経営不振による破産・清算の手續を終了した会社、企業の董事又は工場長、総経理でその破産につき個人的責任があり、清算完了日から3年を超えていない者
 - (4) 違法によつて営業許可証を取り消される会社、企業の代表者がその取消につき個人的責任があり、取消日から3年を超えていない者
 - (5) 比較的多額の債務を負担し、その弁済期が到来しても弁済していない者
- ② 会社が前項の規定に違反して董事、監査役を選任・派遣し又は総経理を選任したときは、その選任・派遣は無効とする。

合弁法に規定はない。合弁法独自の考え方としてここに規定している者であつても董事等に就任できるとしているわけではなく、これらの者は本来的に会社経営に携わる者として不適格と考えられる者ばかりである。従つて、合弁企業にも適用があると解される。

58条

国家公務員は、董事、監査役及び総経理を兼任してはならない。

合弁法には規定がない。国家公務員が会社経営に関与することによる賄賂の授受、癒着等の弊害を防止するための規定であると考えられる。このような事情は、改革・開放路線を進めてきた中で生じてきた弊害であり、それを防止するための規定であるとする、15年前に制定された合弁法制定当時には要求されなかつた事項であると考えられる。合弁企業に適用する合理性は十分あり、合弁企業にも適用があると考え（同旨西村・産大法学1995年4月号67頁）。

59条

- ① 董事、監査役及び総経理は、定款を遵守し、忠実にその職務を執行し、会社の利益を保護することとし、会社における地位及び権限を利用して私利を図つてはならない。
- ② 董事、監査役及び総経理は、権限を利用して賄賂その他不当な所得を収受し、会社の財産を侵害してはならない。

董事等が職務を行う際の義務についての規定であり、合弁法には規定がない。合弁企業においてもこのようなことが認められる訳がなく、合弁企業にも適用がある（同旨清河・本誌1994年6月号29頁、西村・産大法学1995年4月号67頁）。

60条

- ① 董事及び総経理は、会社の資金を流用し又は他人に貸しつけてはならない。
- ② 董事及び総経理は、会社財産を自己又はその他の者の名義で開設する口座に貯蓄してはならない。
- ③ 董事及び総経理は、会社の財産を社員又

はその他の者の債務の担保として提供してはならない。

59条と同様、合弁企業にも適用がある（同旨西村・産大法学1995年4月号67頁）。

61条

- ① 董事及び総経理は、自己又は第三者のために会社と同種の営業をなし又は会社の利益を害する活動に従事してはならない。前文の営業をなし又は活動に従事することによって得た利益は、会社の所有に帰することとする。
- ② 董事及び総経理が会社を契約をし又は取引をなすには、定款又は社員総会の同意を得なければならない。

董事、総経理に対する競業避止義務及び自己取引に対する規制を定めるものである。合弁企業にも適用があると解される。但し、2項の「社員総会の同意」は、合弁企業における最高意思決定機関である「董事会の同意」に読み替えて適用すべきである（同旨西村・産大法学1995年4月号67頁）。

62条

董事、監査役及び総経理は、法律の規定に基づき又は社員総会の同意を得た場合を除くほか、会社の秘密を漏洩してはならない。

59条と同様、合弁企業にも適用がある。但し、2項の「社員総会の同意」は、合弁企業における最高意思決定機関である「董事会の同意」に読み替えて適用すべきである（同旨西村・産大法学1995年4月号67頁）。

63条

董事、監査役及び総経理は、業務執行に際し、法令、定款の規定に違反して会社に与えた損害につき、賠償責任を負わなければならない。

59条と同様、合弁企業にも適用がある（同旨西村・産大法学1995年4月号67頁）。

3 第3節 国有会社（64条～72条）は、合弁企業とは関係のない規定である。

第3節に規定するのは、従前の国营企業を会社に組織変更して、国营企業改革を進める際に、その具体的手続の中で特別に定める必要がある事項について定めたものである（7条参照）。外資を導入する目的で設立された合弁企業とは関係がない。従って、合弁企業には適用はない。

本連載1995年8月号・23条の前に、次のとおり解説を補足する。

18条（会社法と外資系企業との関連）については、すでに総論のところで詳しく述べたところである（1995年6月号）。

19条（有限会社の最低資本金等の要件）20条（有限会社の社員の法定数等）21条（国有企業の有限会社への改組）及び22条（有限会社の定款の必要的記載事項）は、会社法に基づく有限会社を設立するための基本的な要件を定める規定である。すでに述べたように合弁企業を設立するためには、合弁法に基づいた設立に必要な手続きをとらなければならない。会社法所定の手続によっては、合弁企業を設立することはできない。これらの条文は、合弁企業には適用がない。